

千葉県養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下同じ。）が果たす役割は重要である。

このため、養子縁組民間あっせん機関及び養親希望者への負担軽減事業を実施することにより、養子縁組民間あっせん機関における支援体制の資質向上と、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 本事業は、「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について（平成30年7月26日付け子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）」の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」の3（1）の（イ）及び（3）に規定する以下の事業とする。

（1）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、市とする。

イ 事業内容

・第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助する。

なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については平成31年3月29日付け子発0329第19号厚生労働省子ども家庭局長通知「養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について」による。

ウ 費用の負担

市は、養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための費用の一部を、市が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（2）養親希望者手数料負担軽減事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、市とする。

イ 事業の内容

市内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助する。

なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行う。

ウ 費用の負担

市は、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料額について、市が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（実施対象者）

第3条 実施対象者は、下記の各号に掲げる者とする。

（1）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

事業所の所在地が市内である養子縁組民間あっせん機関を対象とする。

（2）養親希望者手数料負担軽減事業

養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った市内在住の養親希望者を対象とする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。